1. 「知的財産権」とは?

人間の知的活動によって生み出された**創作物やアイデア**などを「知的財産」といいます。

これを他人が無断で使用して利益を得ることのないように保護する権利が「知的財産権」です。

2. 知的財産権の主な種類

知的財産権は、大きく2つのカテゴリに分けられます。

• 産業財産権

- 発明やデザイン、ロゴマークなど、主に産業の発展を目的とする権利。
- o 特許庁への出願・登録が必要です。

著作権

- o 文芸、音楽、美術、プログラムなど、文化的な創作物を保護する権利。
- 創作した時点で**自動的に**発生します。

3. 知的財産権の分類図

• 知的財産権

- 産業財産権
 - 特許権 (発明)
 - 実用新案権(考案)
 - 意匠権(デザイン)
 - 商標権(マークや名称)
- 著作権
- その他
 - 不正競争防止法など

4. 産業財産権の種類 ①

権利の種類	保護対象	保護期間
実用新案権	物品の形状や構造に関する 考案	出願から 10年
意匠権	物品のデザイン(形状、模様、色彩)	出願から 25年
商標権	商品やサービスの ロゴマーク、名称	登録から 10年(更新可能)
特許権	高度な技術的アイデアである 発明	出願から 20年

まとめ

PROFESSEUR: M.DA ROS

• 知的財産権は、アイデアや創作物を守る大切な権利。

権利を得るには 特許庁への ある。	愛球 か必要なもの)(産業財産権)	と、目動で発生 9	るもの(者作権)
それぞれ保護する対象や期間	聞が異なるため、	正しく理解する	ることが重要。	